オ）蓄電池は、装置と電気的に分け、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

カ）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ）　（略）

２）　（略）

「956」～「Y964」　（略）

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＡの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＢの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションＩＡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）ショートを防止する措置をすること。

５）～８）　（略）

セクションＩＢ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）ショートを防止する措置をすること。

５）～13）　（略）

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。

オ）蓄電池は、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

カ）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ）　（略）

２）　（略）

「956」～「Y964」　（略）

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＡの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＢの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションＩＡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）短絡を防止する措置をすること。

５）～８）　（略）

セクションＩＢ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）短絡を防止する措置をすること。

５）～13）　（略）

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。